

2. 登記識別情報の不通知又は失効証明の請求

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

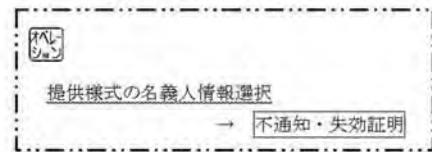
[Redacted text]

2. 登記識別情報の不通知又は失効証明の請求

登記識別情報の不通知又は失効証明の請求の場合は、登記識別情報の提供はありませんので、登記識別情報の状態を確認し、回答帳票を作成します。

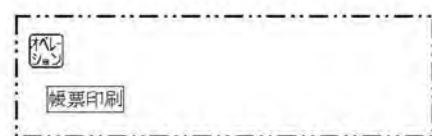
[オンライン申請の場合]

4) 提供様式一覧画面で提供様式の名義人情報を選択し、「不通知・失効証明」ボタンをクリックします。



* 選択した「提供様式の名義人情報中」の「受年・受番」により、対象の登記事項を特定します。
なお、「提供様式の名義人情報」を選択の上、登記事項番号を入力することで、対象の登記事項を特定することもできます。

5) 登記識別情報の状態（「有効」、「失効」、「不通知」又は「登録無」）が表示されますので、「帳票印刷」ボタンをクリックします。



* 「登録無」とは、登記識別情報が作成されていないことを示しています。
この場合にも登記識別情報は通知されていない状態であることから、「帳票印刷」ボタンをクリックして、通知されていない旨の回答帳票を作成します。
* 配信・受付管理システムにおいて登記識別情報に関する証明の回答帳票がPDFファイルに変換されて格納されます。